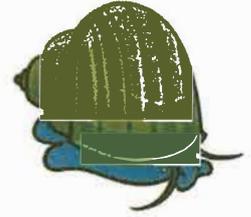


ジャンボタニシ



の防除費用に対し、支援します！

ジャンボタニシによる水稻被害が多発している状況を踏まえ、組合員および管内生産者がジャンボタニシを防除するために薬剤及び捕獲器を購入した場合、その費用の一部を補助いたします。

補助の対象

組合員および管内生産者が当組合の管轄する農地においてジャンボタニシの防除および殺貝のための薬剤及び捕獲器を購入した費用に対し補助金を交付します。

※薬剤については農林水産省に登録されているジャンボタニシの防除および殺貝を目的とした物、捕獲器についてジャンボタニシの捕獲を目的として一般販売されている物に限る。

補助の内容

散布及び設置圃場一覧表【別紙1】に記入された水稻作付面積（ ア ）の合計面積（合計面積の一の位は切り上げ）に対し、購入された交付対象費用の3分の2を補助します。

（但し、10 ア あたりの補助金の上限は2,000円とします。）

申請に必要な書類

- ①ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付申請書（第1号様式）②（組合員）
- ②ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付申請書（第2号様式）（生産者）※①

※① 生産者については当該農地を証明できる固定資産税納付書等の写し

- ③散布及び設置圃場一覧表（別紙1）

- ④領収書添付様式（別紙2）

※薬剤及び捕獲器を購入したことが確認できる書類の写し（領収書等）

申請方法

申請期間： 令和8年4月1日～令和8年6月30日

提出先： 最寄り支店 又は 総合営農センター（経済推進課）

お問い合わせ先

JAたかつき総合営農センター 営農経済部 経済推進課

TEL：072-676-3279